

ヤングケアラー等支援のための外国語対応通訳派遣支援事業 (長野県委託事業)

1 目的

長野県内において日本語を解さない家族の世話をしているヤングケアラー対象者は家族の行政手続きや医療受診等の際、学校を休んで通訳を担わざるを得ない状況にあり、過度な責任の重みや緊張感による精神的な負担が生じている場合がある。

こうした世帯に対して、日常生活上の手続きにおいて通訳者の派遣支援を行い、当事者の学びの機会の保障と精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

2 対象者

日本語を解さない家族の世話をしている小学生、中学生、高校生、大学生（専門学校等含む）及びその家族

3 助成額（当事者負担なし、本事業で下記の基準により助成を行う。）

○報酬：通訳時間1時間につき2,000円とし、1回上限10,000円まで
(15分未満切り捨て)

使用例：転居に伴う行政手続きに関する通訳
学校における進路指導等の通訳
病院における手術後の説明や定期通院時の病状説明の通訳 など

○交通費：自宅から派遣先までの往復分を県社協の規程に基づき支払い。
(移動時間は報酬に含まない。)

4 利用方法

①当事者や支援者から長野県社会福祉協議会（以下「県社協」）に相談。
(電話、メール、LINE、オンラインフォーム、対面等)

②ヤングケアラーコーディネーターがアセスメントし、支援を調整。

③長野県国際化協会に通訳者の紹介を依頼。

④長野県国際化協会から通訳者の紹介を得る。

⑤ヤングケアラーコーディネーターが支援を調整し、通訳支援を実施。

⑥県社協へ通訳者が支援状況を報告。

⑦県社協が支援結果を確認し、通訳者の指定した口座へ入金。

※当該年度に1世帯あたり原則3回を上限とする。ただし、継続的かつ伴走的に支援が必要と考えられる世帯にあっては、教育や福祉等の関係者が参画する支援会議等にて必要性をその都度確認したうえで、上限を超えて利用することができる。

